

令和4年9月泉南市農業委員会定例会

令和4年9月8日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

田中秀和	藪内與四男	宮内栄作
杉野榮一	東和宏	伊藤喜久
池上安夫	宮下明	森谷豊
中野吉次	上野寛治	馬場定夫

(推進委員)

岩本和男	吉積弘行
------	------

・欠席委員

(農業委員) 山下博 田中一寿子

(推進委員) 西浦賢二 戎野繁 山本芳男
角辻健二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。山下委員につきましては連絡をいただいております。出席委員については、現在14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、山本委員、角辻委員、西浦委員より欠席の届出が出ております。戎野委員につきましては連絡いただいております。現在の出席は2名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会長 ご苦勞様でございます。皆様におかれましては、農繁期の忙しい中、泉南市農業委員会9月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様をお願いしておりました農地パトロールですが、全地区で

会 長 実行組合長と一緒に巡回していただき、すでに終了していると事務局より聞いております。暑い最中、大変ご苦勞様でございました。

また、調査の中で、所有者の不明な農地もあったかと思えます。解決に向けて、令和3年4月に「相続登記を義務化する民法・不動産登記法の改正案」が可決成立し、令和6年4月から相続登記の申請が義務付けられる事となりました。義務化の施行前に発生した相続につきましても、施行日から3年以内の登記申請が義務付けられる為、農地を相続された場合には、早めに法務局にて相続登記をするように農業者の皆さんに声掛けをして頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、本日は議案が3件、報告案件1件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、4番 宮内委員、5番 杉野委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第22号1件について朗読する。議案第22号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただけます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 現在も耕作されており、引き続き耕作されますのでよろしく申し上げます。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第22号につきまして補足説明させていただきます。当該農地は、平成31年4月に農業経営基盤

事務局 促進法による利用集積計画により農地の貸借を行い、今年の4月定例会において利用権の再設定を行ったものです。しかし、8月1日付けで利用権の解除を行い、所有権移転を行う事となりました。当該農地においては、引き続き、季節野菜と果樹の栽培を行います。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第22号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第22号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和4年議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第23号3件について朗読する。議案第23号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 この辺りは長年に渡り遊休農地として放置されていた農地でした。今回、被設定人からの申し出により貸借契約が成立いたしました。現況は草刈り等が済んでおり、9月中頃には業者が入り、圃場の整備を行ってから作付けを開始する事になります。
被設定人は〇〇市在住でございますが、泉南市以外の〇〇県〇〇町で1,3063.01㎡の農地を、父および兄とで共同経営してお

〇〇委員 ります。当該農地では、大麦を栽培し、来年の春には恐らく美味しいクラフトビールができるのではないかと考えております。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第23号につきまして補足説明させていただきます。被設定人が同一のため、一括して説明させていただきます。

被設定人は、主に電気設備及び機械プラント等の設計施工を行う法人の代表取締役です。そのかわり、〇〇市内にクラフトビールの醸造所を建設するも、原材料である大麦の耕作地が近辺になく苦慮していた為、〇〇委員の紹介により、本市農地を斡旋する事となりました。

斡旋候補地につきましては、意向調査書を基に一団で利用集積ができる農地4箇所を紹介させていただきました。

第1候補地として、〇〇地区の農地 約5反2畝、

第2候補地として、〇〇地区の農地 約7反、

第3候補地として、紹介者の地元の〇〇地区の農地 約6反3畝、

第4候補地として、〇〇地区の農地 約4反6畝です。

最終的に、道路整備が整い、〇〇市のビール工場への利便性と被設定人の希望もあり、〇〇地区で大麦を栽培する農地を斡旋させていただきました。今回は6反3畝の内、約1反9畝を利用権設定するものです。将来的には、この辺り一帯を大麦栽培農地とし、また、泉南市内にクラフトビール工場を建て、泉南花笑みビールを販売する計画です。

No. 1の設定人については、療養中のため農地管理が困難であるという事です。

No. 2の設定人については、意向調査書より斡旋希望者であり遊休農地でもありました。

No. 3の設定人については、相続手続きが遅れ、また遊休農地となりつつある事から契約に至りました。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 あと残りの農地の確保はできそうですか？

事務局 今後、大麦を栽培していけば、その他の農地も遊休農地で、管理が難しい方ばかりなので、貸したいという声があがってくるかと思えます。

〇〇委員 当面は試行段階という事と、種子の確保等もありますので、まずは今回の広さで行こうという事です。うまくいけば、新たな農地を借りて広げていく予定になっています。

事務局 余談になりますが、〇〇地区で水ナスとシャインマスカットを栽培している大阪農業大学校卒の〇〇さんに先ほど第4候補地としてありました〇〇地区の農地の斡旋を進めております。将来的には、シャインマスカットの観光農園として農地利用する考えです。また、シャインマスカットの木は3年目から良いものが出来るので、ふるさと納税の商品として販売する予定になっております。

会長 先日、試食しましたが、非常に甘かったです。

事務局 ですが、本人は甘すぎて良くないと仰っておりました。ですので、だいぶ味には厳しくやっているようです。皮が少し硬かったので、柔らかくし、甘さもおさえるよう改良するとの事です。

〇〇委員 先ほどの補足ですが、被設定人の住所が〇〇市で、会社が〇〇市という事なので、頻繁にこちらに来るのかと疑問に思われるかと思うのですが、取締役には泉南市在住の方がいるので、その方を責任者とするという意向でございます。

会長 他にご質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第23号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第23号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きます。令和4年議案第24号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第24号1件について朗読する。議案24号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 当該農地は生産緑地であります。長年に渡って草刈りをして管理だけしているという状態でした。被設定人は農業塾の塾生のOBで、農業経営の拡大をしたいという希望があまりなかったので、当該農地にて成功してもらえたらと思っております。現況は綺麗に鋤いて、耕作しております。なんら問題ありません。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第24号につきまして補足説明させていただきます。当該農地は、特定生産緑地に指定された農地であります。長年、農地維持管理のみを行っており、農業委員会からの指導により、果樹を植えるなど、何とか生産緑地対象農地として対応しておりました。しかし、特定生産緑地に指定する条件として、都市政策課の指導により、都市農地の貸借を行うこととなりました。被設定人は、泉南農業塾の卒業生で、水ナスの栽培を行う予定です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および私の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第24号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案24号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第16号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第16号2件について朗読する。報告第16号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、8月8日に〇〇委員と現地確認を行っております。2枚の農地ともビニールハウス内にて花卉栽培を行ってりました。

No. 2につきましては、8月23日に〇〇推進委員と現地確認を行っております。全ての農地について、水稻を行ってりました。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第16号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして9月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、10月6日（木）場所は、市役所本庁 2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後1時56分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____